

遠軽町まちづくり自治基本条例（抜粋）新旧対照表

現行	改正
<p>(町民の権利)</p> <p>第 8 条 町民は、町政に参画する権利及び町政に関する情報について知る権利を有する。</p> <p>2 町民は、行政サービスを受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長の解職請求権等を有するほか、第 3 8 条に定める町民投票を請求する権利を有する。</p>	<p>(町民の権利)</p> <p>第 8 条 町民は、町政に参画する権利及び町政に関する情報について知る権利を有する。</p> <p>2 町民は、<u>法令等に定めるところにより</u>、行政サービスを受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長の解職請求権等を有するほか、第 3 8 条に定める町民投票を請求する権利を有する。</p>